

臨時措置期間延長

8月31日(月)
まで(予定)

「もやせるごみ」を
指定袋以外の袋でも出すことができます!

佐倉市指定ごみ袋につきましては、小売店での品薄状態が続いている状況です。

このため、市指定のごみ袋が入手できない場合に限り、指定ごみ袋以外でも「もやせるごみ」を出せる臨時措置を実施します。

使用できるごみ袋

- ・透明または半透明の袋
(15~45ℓ以内のサイズ)
 - ・「もやせるごみ」の指定袋
- 〔「もやせるごみ」以外の指定袋は除きます。〕



使用できないごみ袋

- ・黒色等の中身の見えない袋
- ・破れやすい袋
- ・他市区町村の指定袋
- ・紙袋・段ボール
- ・町内清掃用ごみ袋
- ・小さいレジ袋



※「もやせるごみ」以外は通常どおり市指定ごみ袋でお出しください。

※収集日・分別方法に変更はありません。

※期間については、延長する可能性があります。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149